

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和34年6月1日から平成元年4月2日までA社に事務の正社員として継続して勤務したのに、昭和40年3月31日から同年4月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍期間証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を、社会保険事務所に対し、誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 4690

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C支社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月15日、同社C支社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月15日から同年6月1日まで

私は、A社に、昭和34年4月から平成13年6月に退職するまで継続して勤務していたのに、同社C支社から同社D出張所（支店）へ転勤したときの厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出されたパーソナルシート、当該事業所への照会に対する回答及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年1月15日に同社本社から同社C支社に異動し、同年6月1日に同社C支社から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D出張所における資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社C支社に係る資格取得届及び資格喪失届を社会保険事務所に対し、提出しなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から48年3月1日まで

私は、昭和45年6月1日から51年10月末日までC社に継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届、同加入員資格取得届及び企業年金連合会から提出されたD厚生年金基金の中脱記録照会から判断すると、申立人はC社に継続して勤務し（昭和48年3月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D厚生年金基金の昭和47年6月1日及び同年10月1日の報酬給与額から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年11月18日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは22万円、同年10月は20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年11月頃まで

私の年金記録において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が平成4年3月31日に資格喪失となっているが、同年4月以降も同社に継続して勤務していた。調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人は、A社に少なくとも平成5年3月頃まで勤務していたことは認められるが、オンライン記録では、4年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月31日の後の同年11月18日付けで、当初記録されていた同年10月の標準報酬月額の定時決定を遡って取り消し、同年3月31日として処理されており、申立人の健康保険被保険者証も同年11月18日付けで回収されていることが確認できる上、申立人と同様に、同年11月18日付けで被保険者資格の喪失処理が行われている元同僚8人のうち5人については、同年10月の標準報酬月額の定時決定を遡って取り消し、標準報酬月額の遡及訂正が行われている。

また、複数の元同僚は、当該事業所の経営状況は悪く、給与の遅配、不払いがあり、社会保険料の滞納があったと供述している。

さらに、当該事業所に係る法人登記簿では、上記処理日に法人事業所で

あることが確認できることから、申立期間においては厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成4年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理日である同年11月18日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における取消前のオンライン記録から、平成4年3月から同年9月までは22万円、同年10月は20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和30年4月から平成4年6月末日まで、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年11月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉国民年金 事案 4304 (事案 3676 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間、2 年 4 月から 7 年 4 月までの期間、同年 12 月から 13 年 1 月までの期間、16 年 1 月から同年 5 月までの期間、17 年 2 月から 19 年 4 月までの期間及び同年 10 月から 20 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで  
② 平成 2 年 4 月から 7 年 4 月まで  
③ 平成 7 年 12 月から 13 年 1 月まで  
④ 平成 16 年 1 月から同年 5 月まで  
⑤ 平成 17 年 2 月から 19 年 4 月まで  
⑥ 平成 19 年 10 月から 20 年 5 月まで

私は、申立期間①から⑥までについては、国民年金保険料の納付書が郵送されてきて、各市区の役所の窓口や集金人に納付した覚えがあるのに、年金記録が未納及び未加入となっているので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までに係る申立てについては、i) 申立人の申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 国民年金加入期間に保険料を納付した期間は無く、申立期間①から⑥までは合計 6 回、171 か月に及び、申立期間①から⑥までに係る複数の行政機関が同一人に対して同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難いこと、iii) 申立期間③及び⑥は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、平成 11 年以降同居していた申立人の母

も国民年金に加入していた記録は見当たらないこと、iv) 申立期間のうち平成9年1月以降の期間は基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じることは考え難い等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当初の申立てと同趣旨の主張であり、「平成23年10月にA市役所に生活保護決定通知書を持参して国民年金、県市民税及び国民健康保険の関係3課に法定免除手続を行っていたにもかかわらず、3課いずれからも納付書が送付されるなど、同一の行政機関で同一人に対し三つの人為的ミスとしか考えられないことが発生しており、信用できない。」とする主張についても、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更する新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4305（事案 2347 及び 4043 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 4 月まで

私は、同僚から国民年金制度の発足についての説明を受けた夫に勧められ、昭和 36 年 4 月頃、A 町役場（当時）で国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料の納付を始めたはずである。当該同僚の人事記録が判明すれば、私が国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、保険料を納付したことの客観的証拠になると思う。二度にわたって申立期間の年金記録の訂正を申し立てたが、いずれも認められなかった。新たな資料や情報は無いが、再度、調査の上、申立期間の国民年金の加入及び保険料納付について認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は昭和 42 年 5 月頃に国民年金の任意加入手続を行ったと推認できること、ii) 申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であること、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できないこと、iv) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、前回の審議に納得できないとして、再申立て

を行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張である上、申立人の夫の元同僚の人事記録については、当委員会の判断に影響を与えるものではなく、これは当委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回、前々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行い、前回と同様、申立人の夫の元同僚の人事記録の調査を強く要望しているが、仮に当該人事記録の確認ができたとしても、申立人の加入手続及び保険料納付が行われたことを示すものとはなり得ず、当該人事記録が当委員会の判断に影響を与えるものではないことに変わりはなく、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出も無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から55年3月まで

私は、昭和48年12月にA事業所に就職したが、その当時同事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、母に勧められてすぐに国民年金に加入した。ところが、申立期間の国民年金保険料が未納となっており、納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年12月にB市で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記載及び前後の任意加入者の資格取得日から、55年5月頃にC市で払い出されたことが推認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人に手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和55年5月は、第3回特例納付の実施期間（53年7月から55年6月まで）であり、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付が可能であるが、申立人は、「過去の保険料をまとめて納付した覚えは無い。」と述べている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 4 月までの期間、62 年 1 月から同年 10 月までの期間及び平成元年 7 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 57 年 4 月まで  
② 昭和 62 年 1 月から同年 10 月まで  
③ 平成元年 7 月から 5 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 6 月末に会社を退職する際に、会社の人から国民年金の重要性を教えられ、また、母からも「国民年金保険料の納付は、国民の義務だから納めなさい。」等と言われたことから、同年 7 月頃に私又は母が、恐らく A 区役所で国民年金の加入手続を行い、そのとき以降の保険料は、私が納付書で定期的に納付をしていたはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納及び未加入となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 7 月頃に私又は母が、A 区役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の加入手続は、前後の第 3 号被保険者の該当処理日及び申立人の第 3 号被保険者該当処理日から、平成 5 年 5 月に行われたものと推認され、この際、直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した元年 7 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる上、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が同年 7 月 8 日と記載され、B 市の確認印が押されており、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、加入手続を行った平成 5 年 5 月を基準にすると、申立期間③のうち、元年 7 月から 3 年 3 月までの期間は、時効により保険料を納付するこ

とができない期間である。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は、当初、「私の保険料は、夫の分と一緒に納付書で定期的に納付していたはずである。」と主張していたが、申立人が所持する申立人の夫の保険料納付に係る関係資料について聴取したところ、「夫の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 12 月分の保険料は、口座振替で納付していることが記載されている。」と回答しており、当初の申立人の主張と相違する。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶が不鮮明であり、申立人が当時納付していたことを知っていたとするその母の記憶も不鮮明なため、当時の納付状況が不明である上、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4308

### 第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月から19年7月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月から19年7月まで

私は、平成17年3月1日に経営していた会社を閉鎖した後、国民年金に再加入し、19年7月31日にA社会保険事務所（当時）で、それまで未納としてきた期間の30数万円の国民年金保険料を納付した。その後20年3月5日に、当該社会保険事務所に保険料の納付に行ったところ、19年7月31日に納付した記録は無く、領収書が無ければ納付記録の訂正はできないとのことだったので、やむなく前回納付した期間も含め、合計で30万円台後半あるいは40万円以上の保険料を納付した。重複して納付した期間があるはずなので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年7月31日にA社会保険事務所で30数万円の国民年金保険料を納付し、20年3月5日に、当該社会保険事務所で19年7月31日に納付した期間も含め合計で30万円台後半あるいは40万円以上の保険料を納付したと申述しているところ、オンライン記録によると、17年6月から19年7月までの保険料は同年7月31日に、同年8月から20年3月までの保険料は20年3月5日に、それぞれ納付されていることが確認できる上、同年3月5日のA社会保険事務所における窓口受付分の領収済通知書の中には、申立人に係る領収済通知書は見当たらないことから、同年3月5日に、既に納付した期間も含めて保険料を重複して納付したとする状況は不明である。

また、既に納付が確認されている期間に対し重複して保険料を納付した場合、当該保険料は過誤納となるが、オンライン記録において、申立期間の保険料が過誤納となった記録は無い上、申立期間の納付記録には取消等

の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4309

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月及び同年2月

私は、20歳になったときから会社に勤めるまでの期間は、父に国民年金保険料を納付してもらっており、父は私の国民年金加入期間の保険料は間違いなく納付したと言っているのに、2か月の未納期間があることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、申立人の国民年金保険料の納付方法について、申立人が国民年金に加入した当初は納付書により納付し、その後は口座振替により納付していたと申述しているところ、オンライン記録によると、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した平成7年7月から同年12月までの保険料は同年12月27日に一括納付されていることが確認でき、当該保険料は納付書により納付されたことがうかがえる一方、申立人に係る保険料の口座振替を行っていた申立人の父の取引銀行から提出された普通預金月中取引記録表によると、8年3月29日に保険料の口座振替が行われていることが確認でき、同年3月29日以前に保険料の口座振替が行われた記録は無い。

また、上記普通預金月中取引記録表により、平成8年3月29日の口座振替額は平成7年度の1か月分に相当する保険料額であることが確認でき、申立人に係る保険料の口座振替は平成8年3月の保険料から開始されたものと推認できる上、オンライン記録において、同年11月6日に申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されたことが確認できることから、当該納付書が作成されるまで申立期間は未納であったことがうかがえる。

さらに、申立人及び申立人の両親は、A市の集金人の訪問を受けた記憶

は無く、社会保険事務所（当時）から過年度保険料の納付書の送付を受けた記憶も無いと申述しており、ほかに申立期間に係る保険料の具体的な納付方法について申述は得られないことから、申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4310

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から54年3月まで

私は、母から、「国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しておくから。」と言われたことがあるので、母が私の加入手続及び保険料納付を行ってくれたはずである。私は、母が集金人に保険料を納付しているところを見たこともあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年4月23日に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同時期以降に行われ、51年12月7日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、54年4月を基準にすると、申立期間のうち51年12月の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和54年4月23日時点を基準にすると、申立期間のうち一部の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であるが、申立人が申立期間において居住していたA郡B町は、当時、集金人は現年度保険料のみを収納しており、過年度保険料は収納していなかつた旨回答していることから、手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち53年3月以前の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

さらに、A郡B町の国民年金被保険者名簿において、申立人及び申立人

の母は、昭和 54 年度の保険料を毎月同一日に納付していることが確認でき、二人は保険料を一緒に集金人へ納付していたと推認できることから、申立人の手帳記号番号の払出時点における申立人及び申立人の母の納付状況を確認したところ、申立人の母は昭和 54 年 3 月の保険料を同年 4 月 7 日に納付しており、当該納付日においては申立人の手帳記号番号は払い出されていないため、この時点では申立人は申立期間のうち 53 年 4 月以降の保険料を現年度納付できない上、申立人及び申立人の母は 54 年 4 月の保険料を同年 5 月 8 日に納付しており、当該納付日においては申立期間のうち 53 年 4 月以降の保険料は過年度保険料となることから、集金人に納付することはできず、申立人の母が申立人の保険料を集金人に納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人は、加入手続及び申立期間に係る保険料の納付については、申立人の母が行っていたと述べており、申立人は加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の保険料納付の具体的な状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4311

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月

私は、A市B区役所で国民年金被保険者の種別変更手続きを行った際、付加保険料の説明を受けて、付加保険料の納付の手続を夫婦一緒に行った。私の年金手帳にもそのときに手続きした記録が残っている。申立期間について、付加保険料を含めた国民年金保険料の納付を認めて納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された年金手帳及びオンライン記録によると、当初、申立期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更日は平成5年7月1日と記録されていたところ、8年1月17日に、申立人の元夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に基づき申立人の第1号被保険者への種別変更日が5年6月26日に訂正され、それまで第3号被保険者期間であった申立期間は、第1号被保険者期間として記録整備されていることが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、付加保険料の納付申出は同年7月2日であり、付加保険料は納付の申出があった月の前は制度上納付することはできない。

また、申立人の種別変更に係る記録が整備される前は、申立期間は第3号被保険者期間として扱われていたことから、申立人に対し保険料の納付書が発行されるとは考え難く、申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申立期間の保険料を付加保険料を含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を付加保険料を含めて納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、「A市B区役所で受付の職員から保険料に未納が無いと説明を受けて国民年金被保険者の種別変更手続を行ったのに、未納があることはおかしい。」と主張しており、申立期間が未納とされていることは、当時の被保険者の種別変更手続に運用上の過誤があったことによるものとして、申立期間を保険料納付済期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当時の被保険者の種別変更手続の運用における当否を判断することはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月まで  
私の母は、万が一の事故等の際の保障として、昭和 63 年 3 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月頃に申立人の母が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成 2 年 12 月 12 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿には、被保険者資格取得の処理日欄に「3. 7 カミ シンキシュトク」と記録され、申立人の加入手続は 3 年 7 月上旬に行われたものと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成 3 年 4 月 1 日と記載されており、その資格取得日は上記被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A 市において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4694 (事案 903 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年12月30日まで

初回の申立て後、私の夫は他界した。初回の申立てに係る調査に対しては、夫の意識がはっきりしない状況下での回答である上、年金記録確認A地方第三者委員会の通知では、「事業主に相談することなく遡及訂正処理に同意した。」と記載されているが、10歳以上年齢が違う社長に対し相談することなく決断できる立場ではなく、当時の関係者は夫一人に責任を押しつけていることから、第三者委員会の判断は納得できない。なお、夫は生前、厚生年金保険料を低くして滞納額を減らし、社会保険事務所(当時)の徴収成績を上げるために指示されたとも言っており、納めた保険料は年金額に反映されるよう希望する。追って、再申立てに際し、新たな物証は無い。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間において、59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、また、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録が59万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、i) 閉鎖事項全部証明書により、申立人は、B社のC(役職)であることが確認でき、申立人は、D(業務)を担当していたと供述していること、ii) 申立人は、「標準報酬月額の訂正処理に同意した。」旨供述している上、事業主に相談することなく、当該訂正処理に同意したことを認めており、元事業主も、「後日、申立人から、標準報酬月額の遡及訂

正を行ったと聞いて、そのとき、初めて訂正処理がされていたことを知った。」旨の供述をしていることから、D（業務）担当のC（役職）である申立人が自らの標準報酬月額額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額額の記録を訂正する必要は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、新たな証拠の提出は無く、申立人の妻は、「夫は、社会保険事務所からの指示に同意せざるを得なかったものであり、初回の審議結果に納得できない。」としているところ、申立人は、初回の申立てにおいて、「標準報酬月額額の遡及訂正は、社会保険事務所から指示されたことであり、相談する時間を与えられず、当該処理に反対や反論ができる状態ではなかった。」と供述している上、申立人の妻は、申立人から生前に聞いた話として、「社会保険事務所からの強硬な指示と命令により拒否できなかった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理を回避することができない状況におかれていたことが推認できる。

しかし、申立人は、B社においてD（業務）担当としての責任を負うC（役職）であることから、自らの標準報酬月額額の遡及減額訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上認められないことに変更はなく、今回の申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4695（事案 3030 及び 4489 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月5日から24年4月1日まで  
② 昭和25年7月1日から27年4月1日まで

私は、申立期間①についてはA事業所（B事務所）に、また、申立期間②についてはC社D出張所に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が氏名を挙げた元同僚1名の証言により、申立人は、申立期間①当時、A事業所（B事務所）に勤務していたことは推認できる。

しかし、駐留軍労務者については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局長通知）に基づき、24年4月1日から厚生年金保険に加入することとなったことから、当該事業所についても、社会保険事務所（当時）の記録では、同日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が当時一緒に勤務していたとする元同僚4名のうち3名の氏名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載があり、いずれも当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和24年4月1日である上、このうち1名は、「A事業所での我々日本人勤務者の処遇は日雇労働者のような立場で、24年4月1日に政府により厚生年金保険への加入が認められるまでは、厚生年金保険への加入及び保険料の控除はなかった。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びE（機関）から提出された厚生年金保険資格得喪記録において、申立人の当該事業所における資格取得日は、昭和 24 年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについて、i) C社の元同僚は、「申立人は、備人を経て、昭和 27 年 4 月に正式採用となっているが、23 年から 27 年までの 5 年間は、正規の採用を行っていなかった。」と供述していること、ii) 別の元同僚は、「申立人は、当初、現場備人として採用されており、臨時職員の期間は、当時、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していること、iii) C社が保管する人事記録により、申立人は、27 年 4 月 1 日に準社員として入社していることが確認できる上、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の記録が一致すること、iv) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の当該事業所における資格取得日は同年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致することなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 26 日及び 24 年 3 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、C社は、「確認書」を提出し、「当時の同社F支店人事労務担当者からの聞き取り調査により、申立人は、同社F支店の厚生年金保険の新規適用時（昭和 26 年 9 月 16 日）に厚生年金保険の資格を取得すべきものであった。」と回答している。

しかし、当該事業所から、申立人が申立期間②に厚生年金保険の資格を取得すべきものであったとする根拠資料の提出は無く、上記人事労務担当者は、前々回申立て時、「申立人は、当初、現場備人として採用されており、臨時職員の期間は、当時、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 14 年 3 月 4 日まで

私の夫は、A社（平成 12 年 4 月 1 日に「B社」に商号変更するも、社会保険事務所（当時）への事業所名称の変更の手続の有無は確認できない。）でC（役職）であったが、申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円とかなり低く記録されている。12年分給与所得の源泉徴収票及びD税理士事務所が作成した資料を添えて申し立てるので標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、D税理士事務所から提出された「厚生年金保険保険料増減内訳書 平成 12 年 1 月分 A社」から、申立人の資格取得時における厚生年金保険の標準報酬月額を9万8,000円で届け出ていることが確認できる上、12年及び13年の定時決定においても同額であり、遡って記録が訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

また、当該事業所の元事業主は、「私は、E（業務）担当であり、当時の資料は残されておらず、事情も分からない。」と回答している上、申立期間の一部において、当該税理士事務所から提出された資料から確認できる厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく

保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所のC（役職）であったことが確認できる上、当該事業所の元事業主は、「経理は申立人が担当していた。」と回答しているところ、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨規定されている。

仮に、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4697

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月頃 から 37 年 10 月頃 まで

私は、申立期間当時、A事業所（現在は、B（機関））に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。一緒に勤務していた妻には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないもののA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、B（機関）は、「申立期間当時の資料を保有しておらず、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の記憶している元同僚9人及び申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているほかの7人の採用日と被保険者資格取得日を調査したところ、複数の者が自身の被保険者資格取得日より前にA事業所に採用されたと供述していることから判断すると、当該事業所は、採用と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立期間の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 18 日から同年 12 月 28 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 1 日から平成 4 年 4 月 7 日まで  
③ 昭和 52 年 7 月 21 日から 54 年 12 月 23 日まで  
④ 昭和 55 年 11 月 27 日から 56 年 1 月 28 日まで  
⑤ 昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 11 月 19 日まで  
⑥ 昭和 61 年 5 月 8 日から同年 9 月 28 日まで

私は、申立期間①はA事業所、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はE社、及び申立期間⑥はF事業所にそれぞれ勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、「昭和 41 年 8 月 18 日から同年 12 月 28 日までA事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、当該事業所の事業主の氏名及び所在等は不明であり、申立期間①における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、当該事業所における元同僚を記憶していないことから、元同僚への調査を行うことができず、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 44 年 4 月 1 日から平成 4 年 4 月 7 日の期間について、B社にアルバイトとして時々勤務してい

た。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、当該事業所の事業主は、「申立人が昭和 50 年頃、2、3年アルバイトとして勤務していたことは記憶があるが、個人経営のため事業所として厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除も行っていなかった。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所における元同僚を記憶していないことから、元同僚への調査を行うことができず、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和 52 年 3 月 23 日から 54 年 12 月 23 日までC社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、昭和 52 年 7 月 20 日退職と記載された社会保険管理簿を提出し、「申立人は、同日に退職している。」と回答しているところ、雇用保険の加入記録において、申立人は当該事業所を同年 7 月 20 日に離職しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、申立人が記憶している元同僚に照会したところ、「申立人のことは覚えているが、いつまで勤務していたかは明確ではなく、厚生年金保険のことは全く分からない。」と供述しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人は、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 52 年 7 月 21 日に国民年金の被保険者資格を再取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「昭和 55 年 11 月 27 日から 56 年 5 月 24 日までD社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立期間④は試用期間であり、厚生年金保険の加入手続及び保険料控除は行わなかった。」と回答している。

また、申立人が記憶している元同僚に照会したところ、「申立人のことは覚えているが、厚生年金保険のことは全くわからない。」と供述しており、申立人の申立期間④における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人は、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 56 年 1 月 28 日と同日に国民年金の被

保険者資格を喪失しており、申立期間④については、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 11 月 19 日までE社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、「資料の保存が無く、申立人の在職及び保険料控除の有無は確認できないが、申立期間⑤当時の社会保険（厚生年金保険等）には正社員のみを加入させ、季節従業員、アルバイト従業員は加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間⑤当時の同僚を記憶していないため、元同僚等への調査を行うことができず、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できない上、E社に係る被保険者名簿において、申立期間⑤に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間⑤当時、国民年金及び国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「昭和 61 年 5 月 8 日から同年 9 月 28 日までF事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、当該事業所は平成 6 年 4 月に廃業しており、事業主も既に死亡していることから、申立期間⑥における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所の元同僚の姓しか覚えておらず、個人を特定できないことから、元同僚等への調査を行うことができず、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できない上、申立人は、申立期間⑥当時、国民年金及び国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。